

○下関市菊川ふれあい会館運営審議会規則

平成 1 7 年 2 月 1 3 日

教育委員会規則第 2 9 号

改正 平成 2 0 年 3 月 2 4 日教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、下関市菊川ふれあい会館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 1 3 号）第 1 9 条の規定に基づき、下関市菊川ふれあい会館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、教育委員会（以下「委員会」という。）の諮問に応じ、下関市菊川ふれあい会館（以下「会館」という。）の適性かつ効率的な管理運営を図ることを目的とし、次に掲げる事項を調査、審議する。

- (1) 会館の管理運営に関すること。
- (2) 会館の利用計画に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めた事項。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 1 4 人以内をもって組織し、委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下「会議」という。）は必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、菊川教育支所において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日教育委員会規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。